

「知的財産推進計画2021」と その推進状況について

～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く
無形資産強化戦略～

2022年1月

内閣府 知的財産戦略推進事務局

1. 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化

- ・「コーポレートガバナンス・コード」改訂による企業の知財経営強化
- ・「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」の策定

2. 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進

- ・標準活用戦略の政府司令塔機能の強化
- ・重点分野の拡大と関係省庁重要施策への予算追加配分制度の活用
- ・研究開発独法連合による「標準活用支援サービスプラットフォーム」の強化（日本版NIST）等

3. 21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備

- ・データ流通取引上のデータ取扱いルールの整備
- ・分野別／分野間データ連携基盤（プラットフォーム）の構築
- ・データの価値付けを行うデータ取引市場の創設 等

4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

- ・一元的な権利処理に向けた著作権制度改革 等

5. スタートアップ・中小企業／農業分野の知財活用強化

- ・中小企業・スタートアップの知財取引の適正化 等

6. クールジャパン戦略の再構築

- ・クールジャパン関連分野の存続確保
- ・新型コロナの影響を踏まえたクールジャパン戦略の再構築
（価値観の変化への対応、輸出からインバウンドへの好循環、デジタル技術の活用）

現状

日本のイノベーション競争力の劣後

- **イノベーションのランキングで日本は低い評価**

WIPO「グローバルイノベーション指数2020」**日本:16位**
※2007年は4位

(参考) 米国:3位、英国4位、ドイツ9位、韓国10位、
フランス12位、中国14位

知財（無形資産）投資・活用促進の必要性

- **企業価値の源泉が有形資産から無形資産に変わる中、日本の知財（無形資産）投資やその戦略的な活用は不十分。**

⇒日本企業の知財（無形資産）投資・活用を増やすメカニズムが必要。

・研究開発費の比較

アマゾン：3.2兆円、アルファベット：2.4兆円、アップル：1.6兆円、フェイスブック：1.1兆円
トヨタ：1.0兆円、ソニー：0.5兆円、日立製作所：0.3兆円

・市場価値に占める無形資産割合の比較

S&P500：90%、NIKKEI225：32%

環境変化

新型コロナ感染症による「ニューノーマル」の定着

デジタル化による産業構造変化

- 産業構造が「**ピラミッド型（垂直分業）**」から、「**レイヤー（階層型）（水平分業）**」へ変化
 - より多くの顧客・取引先とつながった先行者の一人勝ち（勝者の総取化（ネットワーク外部効果））
- ⇒企業にとって「**標準「データ」活用戦略が必要不可欠に。**」

グリーン社会実現に向けた要請の高まり

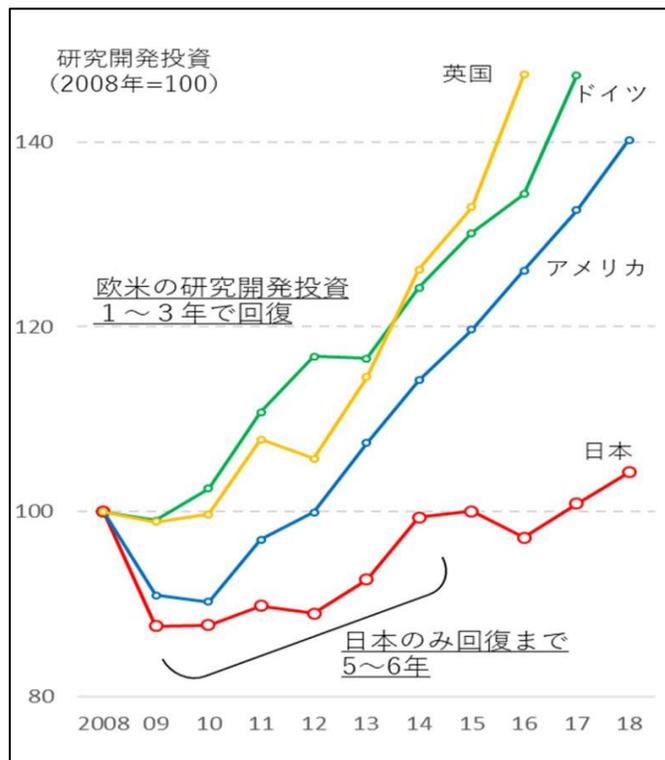
- **機関投資家がESG投資に当たり知財に注目**
 - ESG投資を**ネガティブ投資からポジティブ投資に**転換させ、**成長投資に誘導する必要**
- ⇒サステナブルで**中長期的な知財戦略への見直しが必要。**

知財・無形資産を起点としたイノベーション創出活動を活性化する打ち手の強化が必要

- **コロナ後のデジタル・グリーン成長**による経済回復戦略を進める中で**企業の知財・無形資産活用が鍵に**。
- 一方、リーマンショック後の**企業の研究開発投資額**は、諸外国では短期間に回復。日本は、いまだ**低迷**。
- 米国では**企業価値の源泉が無形資産に変わる**中、日本では**その貢献度が低い**。
- 知財・無形資産による差別化により、**マークアップ率を引き上げる**ことが重要

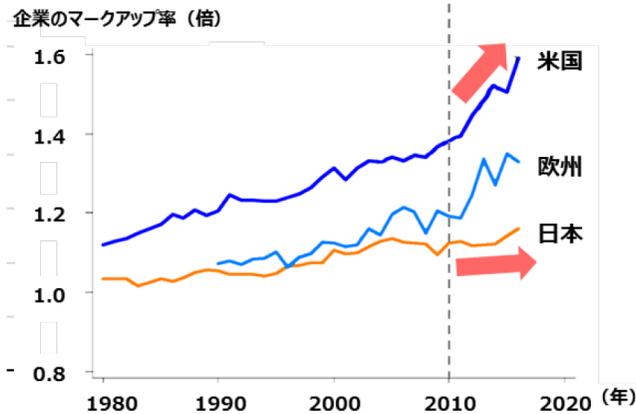
⇒**日本企業の知財・無形資産投資を増大させるメカニズムの構築が必要**

企業の研究開発投資額



出典：2020年4月27日経済財政諮問会議有識者議員提出資料

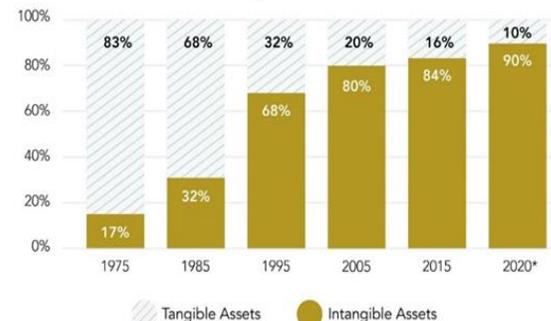
先進国企業のマークアップ率の推移



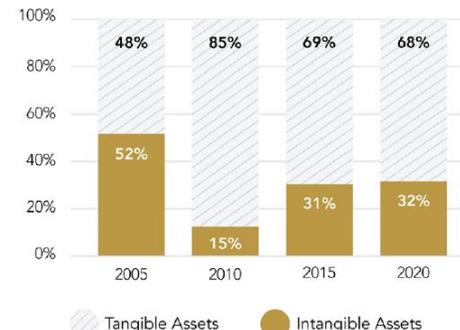
出典：「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日）

S&P500市場価値の構成要素

COMPONENTS of S&P 500 MARKET VALUE

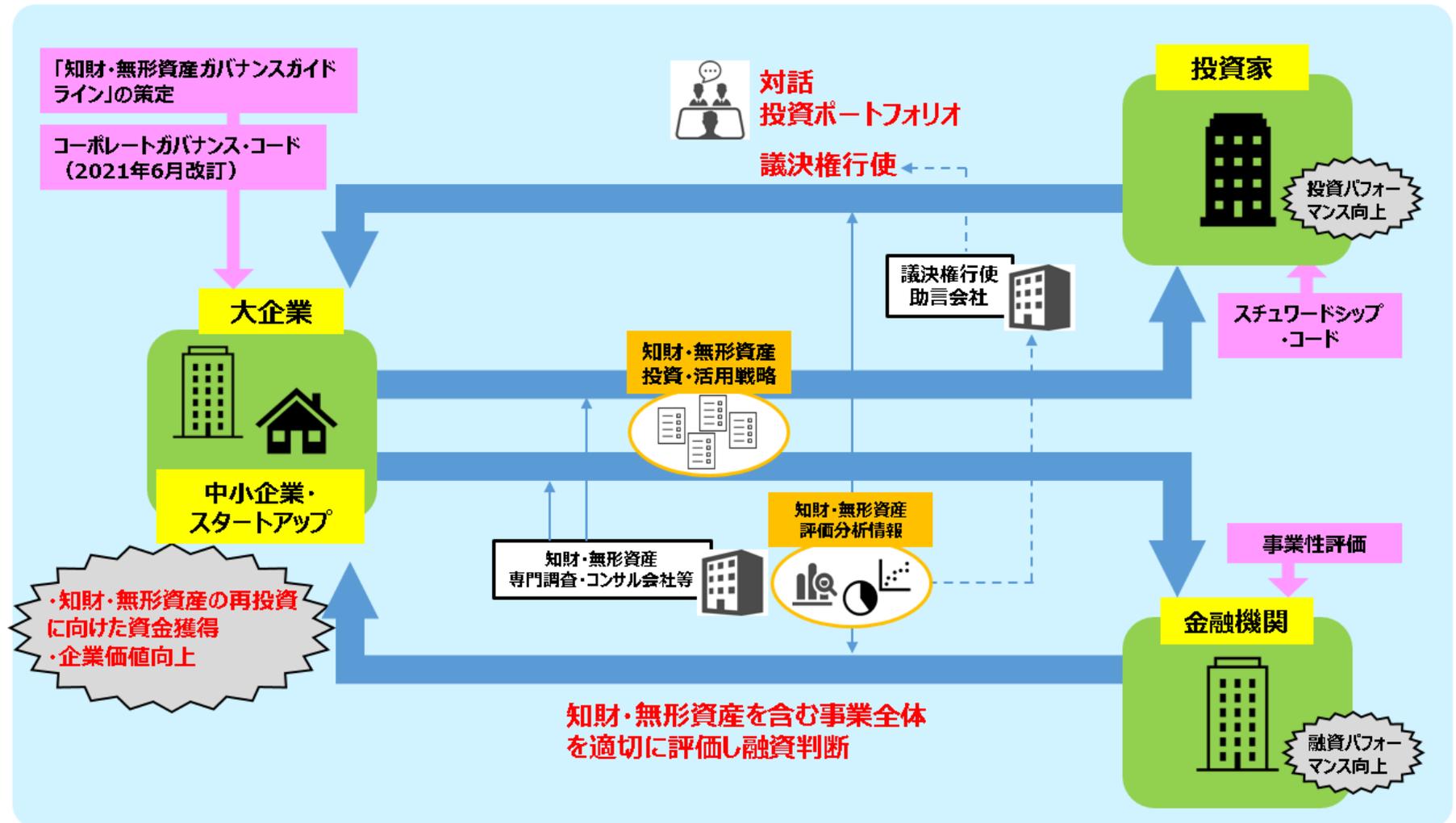


NIKKEI225市場価値の構成要素



出典：OCEAN TOMO HP

- 企業による知財・無形資産の投資・活用を促すため、**企業の知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行をより一層見える化**し、こうした企業の戦略が**投資家や金融機関から適切に評価**され、より優れた知財・無形資産の投資・活用戦略を構築・実行している**企業の価値が向上**し、更なる知財・無形資産への投資に向けた**資金の獲得**につながるような仕組みを構築



- コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、**企業がどのような形で知財・無形資産の投資・活用戦略の開示やガバナンスの構築に取り組めば、投資家や金融機関から適切に評価されるか**について、分かりやすく示すために、本ガイドラインを検討、作成。
- **企業の取締役、経営陣その他の幅広い関係者、投資家、金融機関の方々**などに活用していただくことを想定。
- 義務的な法令開示の枠組みづくりを目的とするものではなく、**企業の自由度を確保した任意の開示を促すもの**。
- 実践方法（How to）を示すというよりも、**実践に当たって基礎となる考え方を中心に整理。企業自らが考え、判断しつつ実践していくことを意図**。

改訂コーポレートガバナンス・コード（令和3年6月11日公表）

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則 3 - 1. 情報開示の充実】

補充原則

3 - 1 ③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

第4章 取締役会等の責務

【原則 4 - 2. 取締役会の役割・責務（2）】

補充原則

4 - 2 ② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

想定利用者

企業関係者

上場企業・非上場企業（中小・スタートアップ含む）の
取締役、経営陣

その他の知財・無形資産戦略を支える社内の幅広い部門
（経営企画・事業・知財・研究開発部門）の関係者

対話



投資家

金融機関

知財・無形資産の
専門調査・コンサル
ティング会社等

その他

現状

- 競争力の源泉としての知財・無形資産の重要性の高まり（←デジタル化の進展、グリーン社会実現の要請）
- 日本企業は、知財・無形資産の投資・活用において、海外先進企業に後れ

**知財・無形資産の投資・活用の促進により、
企業価値の向上、更なる投資資金の獲得**

- 企業の知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・ガバナンスを強化
- 投資家・金融機関が企業の知財・無形資産の投資・活用戦略を適切に評価し、必要な資金を供給する資本・金融市場の機能強化

※「知財・無形資産」のスコープは、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知財権に限られず、技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、データ、ノウハウ、顧客ネットワーク、信頼・レピュテーション、バリューチェーン、サプライチェーン、これらを生み出す組織能力・プロセスなど幅広い。

コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021年6月）により、知財投資戦略の開示、取締役会による監督を明記
⇒上場企業は実施(comply)か説明(explain)が求められる

知財・無形資産の投資・活用戦略の開示・ガバナンスの在り方を分かりやすく示す

価値協創ガイダンス
統合報告書、IR資料
経営デザインシートなど

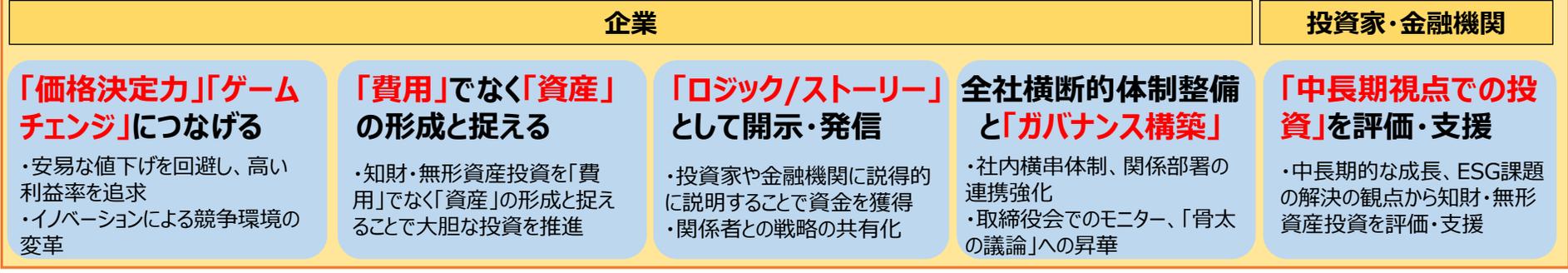
価値創造ストーリーのフレームワークを参照
既存の様々な媒体を使って開示・発信

知財・無形資産ガバナンスガイドライン

中小スタートアップや投資家・金融機関にも活用されることを期待

5つのプリンシプル（原則）

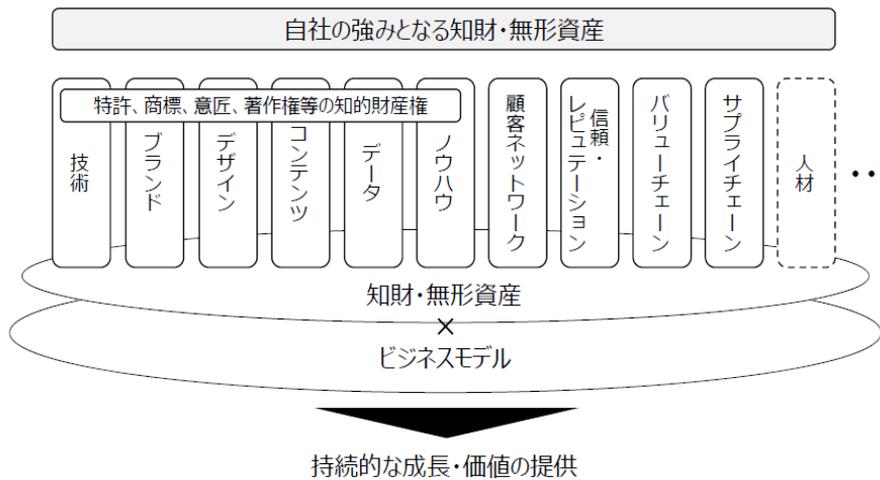
ESG要請に対応し、環境・社会面の課題を長期的にプラスの価値評価につなげる



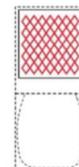
知財・無形資産の投資・活用のための7つのアクション



- 「知財・無形資産」は、「知財を始めとする無形資産」を指すが、そのスコープは、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知財権に限られず、**技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、データ、ノウハウ、顧客ネットワーク、信頼・レピュテーション、バリューチェーン、サプライチェーン、これらを生み出す組織能力・プロセスなど、幅広い知財・無形資産**を含めている。
- 強みとなる知財・無形資産は、業種・業界によって異なる。いかなる業種に属する企業であっても、経営と関係し、競争力に資する何らかの知財・無形資産を保有していると考えられ、**あらゆる業種の企業に、知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行が必要**。



- 全体を俯瞰しリードするマネジメント力** → プロジェクト全体を俯瞰して最適解の追求をリード
- 将来を見通す先読み力** → 将来を見通し、課題やニーズを先取りしていく
- 新たな価値を創造する技術力** → 個々の設計技術のみならず、多様な技術を統合して新たな価値を生み出す
- 予見し、克服するリスク対応力** → 複雑な海外EPCプロジェクトを的確にマネジメントし、最善の対応策を構築



音商標 第5842092号 位置商標 第5960200号 立体商標 第6419263号

コア	製品(技術) 特許・ノウハウ・IoT	システム(機能) ソフト・プロセス・データ	サービス(信用) 商標・著作物・DX
	医薬	電機	食品
	IT・ソフト	医療	金融
業界(例)	化学	自動車	水産
	通信	電力・ガス	教育
	素材	機械	建設
知財・無形資産(例)	ブランド	商標、信用(品質)	レピュテーション、サービスマーク
	デザイン	製品外形・イメージ	販売・インテリア・エクステリア
	著作物	図面・コンテンツ・DB	プログラム
	アイデア	技術・装置・方法	ソフト・機能
	ノウハウ	R&D・製造・設置・保守	業務プロセス、サービス方法、DB
	データ	センシング、IoT、AI解析	顧客の行動、業務・サービス情報
	ネットワーク	バリュー・サプライチェーン	顧客ネットワーク、DB、協業関係

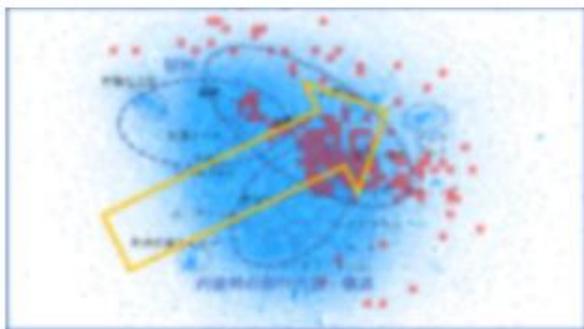
(出典：第6回検討会における菊地委員プレゼン資料)

- 企業は、まず、経営における知財・無形資産の重要性を踏まえ、自らのビジネスモデルを検証し、**どのような知財・無形資産が自社の競争力や差別化の源泉としての強みとなっており、それがどのように現在及び将来の価値創造やキャッシュフローの創出につながっているのか**について把握・分析し、**自社の現状の姿 (As Is) を正確に把握**することが重要。
- **IPランドスケープの活用等**により、自社の知財・無形資産が他社と比べて相対的にどのような位置づけにあるかについても把握・分析し、**自社の知財・無形資産の強みを客観的に捉える**ことが重要である。

旭化成のIPランドスケープの取組

旭化成は、買収した自動車内装企業のSageと連携し、自動車内装材の業界及び競合知財解析を俯瞰的に実施し、Sageに旭化成の技術を持ち込むことによって新分野が開拓できるのでは、と議論を行い、これをきっかけに、Sageと旭化成の強みを活かした新事業テーマの共同開発につなげた事例がある。

自動車内装材の業界及び競合を俯瞰した知財解析マップ



(出典：第2回検討会における中村委員プレゼン資料)

ブリヂストンのIPランドスケープの取組

ブリヂストンでは、自分たちの強みを調べる社内IPランドスケープ (内向きIPL)、競合やサプライヤーのことを調べる社外IPランドスケープ (外向きIPL) を合わせて実施。自社/他社の強みから仮説を立てるIPランドスケープを行い【可視化する】、自社の強み/DNAを意識して価値を生み出す知財ミックスの設計構築し【価値に繋ぐ】、経営が理解しやすい工夫とタイムリーなコミュニケーション【具現化する】を行っている。

内向きIPL

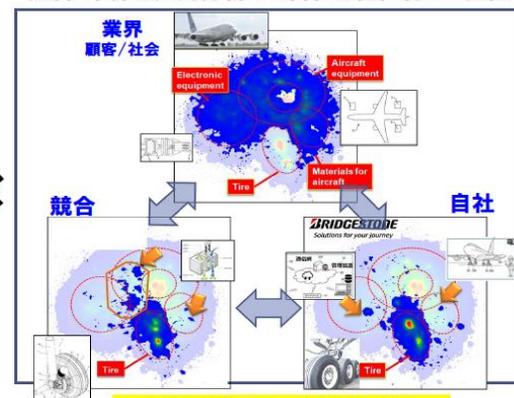
社内バリューチェーン全域に分布する知財を可視化



内向きでバリューチェーン全体の知財強みを把握しなければ競合/業界の中でのBS位置付けを見誤る

外向きIPL

競合・業界の知財分析から自社の位置付けを把握



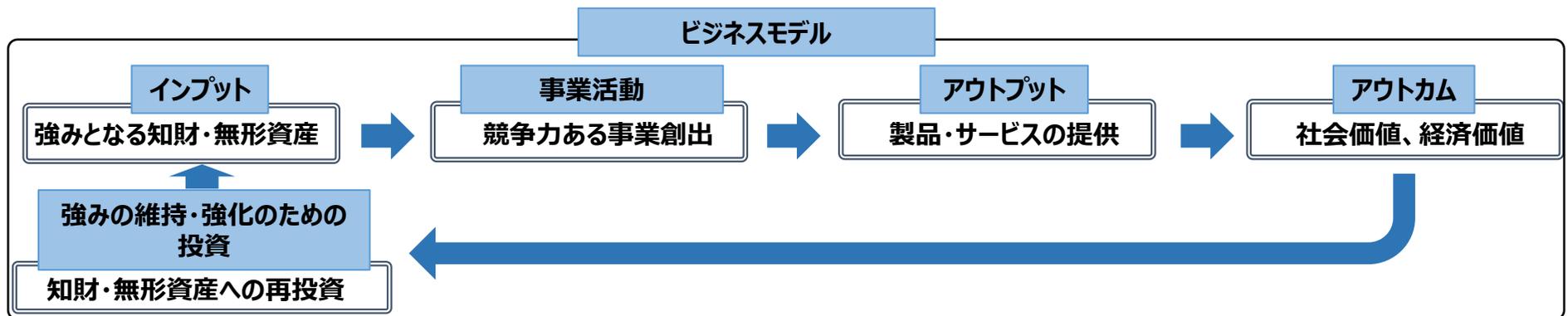
知財客観的視点で自社を見つめる

「内向き」「外向き」両視点 = ブリヂストンの強み/DNAを理解した全体俯瞰

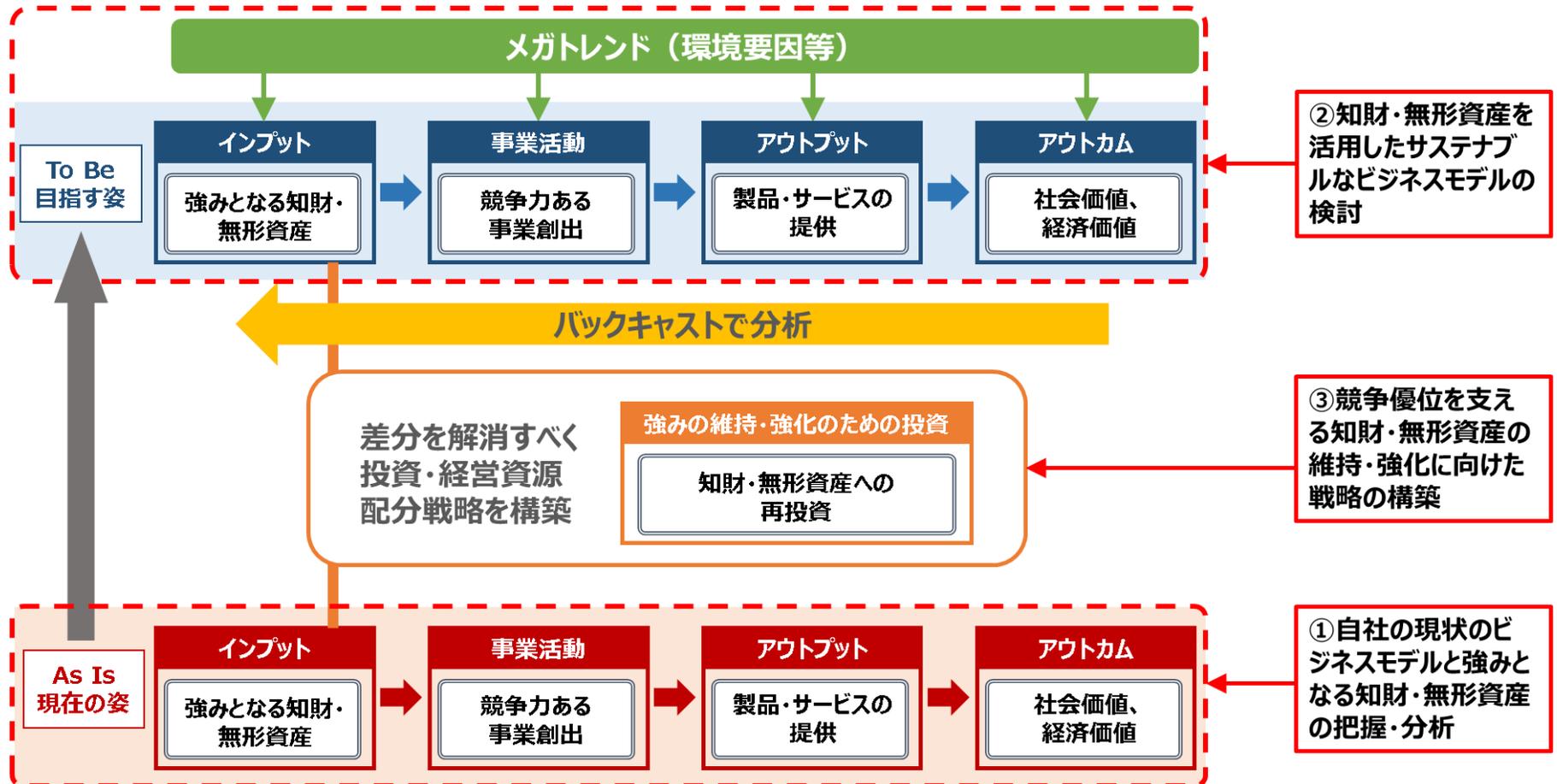
(出典：第2回検討会における荒木委員プレゼン資料)

- 企業は、これまでのビジネスモデルが持続可能なかどうかを分析し、将来に向けてどのようなビジネスモデルによって競争優位・差別化を維持し、利益率の向上につなげていくかの検討が求められる。
- まず、企業の**パーパス**や**価値創造の方針**を明確化し、**目指すべき将来の姿（To Be）**を描くことが重要。これを踏まえ、**自社の知財・無形資産（インプット）**を、どのような**事業化（事業活動）**を通じて、**製品・サービスの提供（アウトプット）**、**社会価値・経済価値（アウトカム）**に結びつけるかという、**ビジネスモデルを構築**することが求められる。
- こうしたビジネスモデルは、**価値創造ストーリー**として、**定性的な説明**に加え、**定量的な指標により説明**し、その取組の進捗を把握できるようにすることが重要である。
- ビジネスモデルにおいては、自社の知財・無形資産が、どのような時間軸（短期・中期・長期）で持続可能な価値創造につながっていくかについて意識することが重要。

知財・無形資産の活用によるビジネスモデル



- ① 自社の現状のビジネスモデルと強みとなる知財・無形資産の把握・分析
- ② 知財・無形資産を活用した持続可能なビジネスモデルの検討
- ③ 競争優位を支える知財・無形資産の維持・強化に向けた戦略の構築



全社横断的な体制の構築

- 知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行に向けては、**社内の関係部門が横断的かつ有機的に連携し、経営トップの責任の下で適切な体制**を構築することが必要。
- 社内の幅広い知財・無形資産をどう活用していくかは、**経営戦略そのもの**であり、**経営トップ自らが**、部門間の連携や経営資源の配分の取組についてきちんと**把握・理解し、対外的にも説明**していくことが重要。
- 経営陣は、自社の持つ知財・無形資産の価値に気づき、**価格にこだわり、安易な値下げを回避**することが重要である。そのためには、**価格の決定は経営判断事項であるとの認識**を持ち、営業現場や社内調整の中で安易な値下げが行われなような体制を構築することが求められる。
- 企業の経営陣は、投資家や金融機関その他のステークホルダーと対話・エンゲージメントを通じ、それらの声や意見に真摯に耳を傾けながら、知財・無形資産の投資・活用**戦略を磨き高める不断の取組**を進めることが求められる。

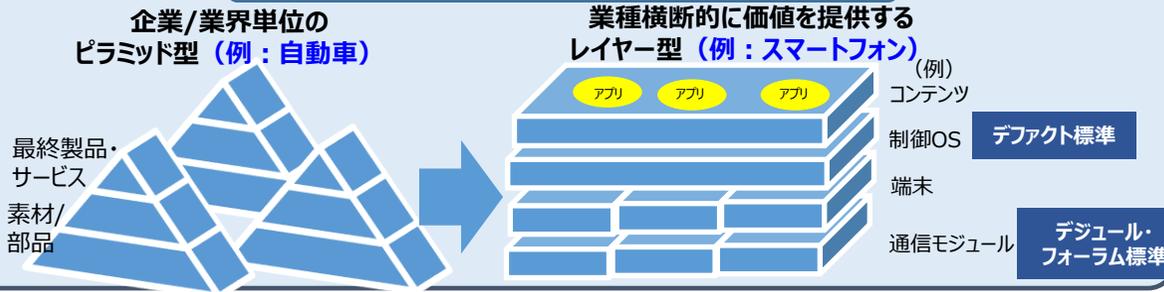
取締役会によるガバナンス

- 日本企業では、取締役会において知財・無形資産が議論されることは必ずしも多いとは言えない。まず**取締役会で知財・無形資産の投資・活用戦略を議論できる体制の整備**が必要。
- 知財・無形資産の投資・活用戦略の実行に向け、**社内で横串を刺すような体制**は不可欠。**社内の幅広い部署**（経営企画、総務（IR、ESGなど）、事業、知財、研究開発、マーケティング、営業など）が**連携することができる体制**の構築が求められる。
- 知財・無形資産に関する知見を取締役の**スキルマトリックスを構成する一つの要素**として、に位置づけることや、**取締役へのトレーニングの機会等を活用**しつつ、取締役会以外の場において取締役が知財・無形資産に関する知見や認識を深める機会を設けることも有効。
- 取締役会では、知財・無形資産の投資・活用戦略の進捗状況を把握できるようにするため、**適切なKPIを活用し、監督**を行うことが重要。
- 取締役会における戦略の議論は、社内において議論されている知財・無形資産の投資・活用戦略を、投資家や金融機関への説得的な説明に耐えうる**「骨太の議論」へと昇華**させることにも貢献する。
- **社外取締役は、全体的な経営方針と知財・無形資産の投資・活用戦略の方向性が一体的に運用されているか**などについての議論で貢献することや、経営の執行サイドに対し、“**good question**”を発することにより、戦略が説得力を持った「ロジック/ストーリー」となるように貢献することが期待される。

官民一丸となった戦略的な「標準活用」推進

- デジタル化により、企業/業界単位のピラミッド型のバリューチェーン構造から、横断的な機能「レイヤー」でつながる**ネットワーク型システムへと産業構造が変化**。マーケットにおける競争優位を確立する上で、**標準戦略が不可欠な手段**に。
- 標準活用戦略推進のための**知財事務局を司令塔とする政府内の体制を整備**。**重点分野**を定め、**官民が連携**して、標準戦略を強力に推進。

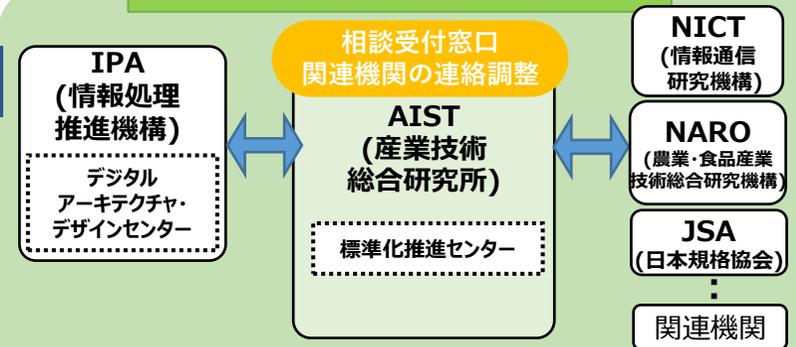
デジタル化による産業構造の変化



官民連携推進会議(仮称)

国家戦略・企業経営戦略としての課題認識を、優れた取組や成功・失敗事例を通じて共有

標準活用支援サービスプラットフォーム



プロジェクト実施企業等に対し、**ワンストップ支援**
(情報提供、専門的知見・人材の提供、テストベッドの提供、アーキテクチャに基づく研究開発の実施等)

今後、専門人材の育成・プール機能を受け持つ「日本版NIST」(※)も検討
(※) 米国国立標準技術研究所

標準活用推進体制

統合イノベーション戦略推進会議

標準活用推進タスクフォース
関係省庁局長級が参画

分野別関係省庁特別チーム

官民連携

標準活用加速化
支援事業

関係省庁へ追加予算配分により事業を加速
R3年度補正予算案15億円、R4年度当初予算1億円
※R2年度補正及びR3年度当初で計10億円

重点分野

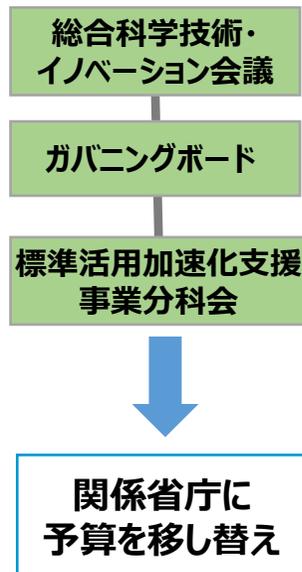
スマートシティ	Beyond 5G	グリーン成長 (水素・燃料アンモニア)	スマート農業、スマート・フードチェーン	国際商流・物流プラットフォーム (指定準備)
ODFFT、インフラ輸出、経済安保の観点も踏まえつつ、国際標準戦略を推進。	○5Gでは、国際標準を活用してきた外国企業が優勢。 ○Beyond 5Gでは、光電融合技術 (IOWN構想) などの日本の強みを生かして、標準戦略で巻き返し。	○水素の国際サプライチェーンは現在存在せず、日本として先行的に構築。燃料アンモニアは、先行して商用化可能。 ○運搬船関連設備・機器、燃焼利用仕様等に係る国際標準戦略を推進。	○農業機械や水田農業での水管理等の強みを活かせるプラットフォームを基に、アジアをはじめ展開するための国際標準戦略を推進。	○商社や物流事業者が国際取引を進める上で活用する、貿易手続・商流・物流のデジタルプラットフォームの構築・相互接続に関する標準化を検討・推進。

標準活用加速化支援事業費

【予算額】 R3年度補正予算15億円、R4年度当初予算1億円

※R2年度補正及びR3年度当初で計10億円

➡国際標準戦略等の推進に際し、**関係省庁による重要施策への加速化支援**を図るため、**知財事務局が関係省庁に追加予算を配分**。



追加予算配分の概要【R3年度、計10億円】

スマートシティ	スマートシティインフラ	国交省	1.0億円
スマートシティ	廃棄物発電システム	環境省	0.5億円
Beyond 5G	スマート工場の通信環境	総務省	2.1億円
スマート農業	スマート農機	農水省	2.0億円

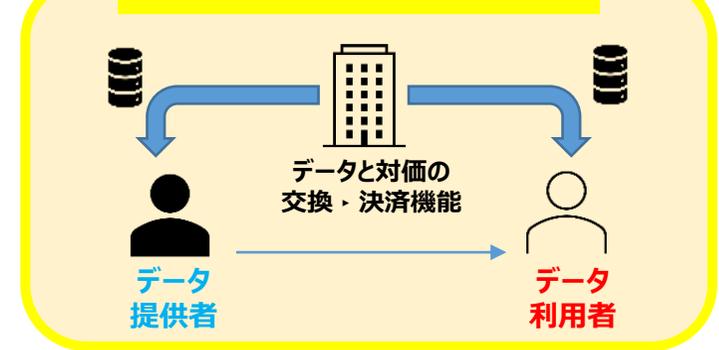
スマート農業	健康機能性成分等	農水省	1.9億円
物流	コールドチェーン	国交省	0.2億円
モビリティ	ドローン	経産省 国交省	1.0億円
ヘルスケア	データブリッジング	厚労省	1.3億円

- **データ**は流通・活用されてはじめて**情報財**としての価値を発揮。
データ活用促進のための環境整備は知財戦略上の喫緊の課題。
- **諸外国はデータ流通基盤（プラットフォーム）を急速に整備** 例：欧州GAIA-X/IDS(International Data Space)
- 我が国も「**包括的データ戦略（2021年6月策定）**」に基づき、**分野別（防災、健康・医療・介護、教育等）及び分野連携のデータ流通基盤（DATA-EX）を整備**する方針。
- 各プラットフォーム上の**データ提供・活用時のデータ取扱いルールを整備し、基盤共通のルール整備ガイドラインを策定**する方針。
- データ取引市場の創設でデータ取引価値を見える化し、データ収集・加工等への投資誘発環境を整備。

＜データ活用に向けた環境整備＞

1. 分野別/分野連携のデータ流通基盤を構築
2. データの価値付けを行うデータ取引市場の創設、トラスト基盤・データ交換モデル・データ品質担保の仕組みを整備
3. **データ流通の阻害要因を払拭するため、データ取扱いルールの原則を策定**

データ取引市場のイメージ



データ流通の阻害要因

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

データ取扱いルールの原則

データ取扱いルールの原則		ルールの対象者		
		提供者	利用者	取引市場
a	提供データについて関係者の利害・関心の表明			
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入			
c	データに関するガバナンスの構築			
d	公正なデータ取引の担保			
e	ロックイン防止のための仕組みの導入		(PF)	

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

人材・セキュリティ	戦略・政策
	組織 { 行政 民間 }
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール }
	連携基盤 (ツール)
	データ
	利活用環境
	インフラ

第一次取りまとめ	
データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	
社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	
トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理	
PFの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のPFにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	
ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	
引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材／国際連携／インフラ	

包括的データ戦略 検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 PFとしての行政が持つべき機能 	
デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映	
<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等) 	
<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2022年1月中旬にガイダンス策定】 重点的に取り組む分野(防災、健康・医療・介護、教育等)のPF構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年迄までに実装する】 データ取引市場のコンセプトの提示 	
<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等） ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化／オープンデータの推進 	
デジタルインフラ	・通信インフラ（Beyond 5G）（2025年大阪・関西万博にて成果提示）、計算リソース（富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略）、データ取扱いのルール等の一体的整備
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置
セキュリティ	・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進（貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ） G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】

PF(PF)上でデータ流通が進むよう、データ流通の阻害要因となるステークホルダーの懸念・不安感を払拭するためのデータ取扱いルールの在り方を検討 ⇒ ルール検討の視点と手順をガイダンス化

狙い：データ流通の阻害要因となるステークホルダーの懸念・不安感を払拭し、PF上でデータ流通が進むよう、データ取扱いルールを適切に実装できるようにすること

ステークホルダーの懸念・不安感（データ流通の阻害要因）

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不足
8. 自身のデータが困り込まれることによる悪影響

PF上でデータ流通を促進するには

1. ステークホルダーの懸念・不安感を特定してリスク対応ポリシーを定め、
 2. データ取扱いルールを策定し
 3. PF運用の結果判明する課題に対応してルールを更新することが必要。
- ⇒そのための検討の視点と手順をガイドンス化

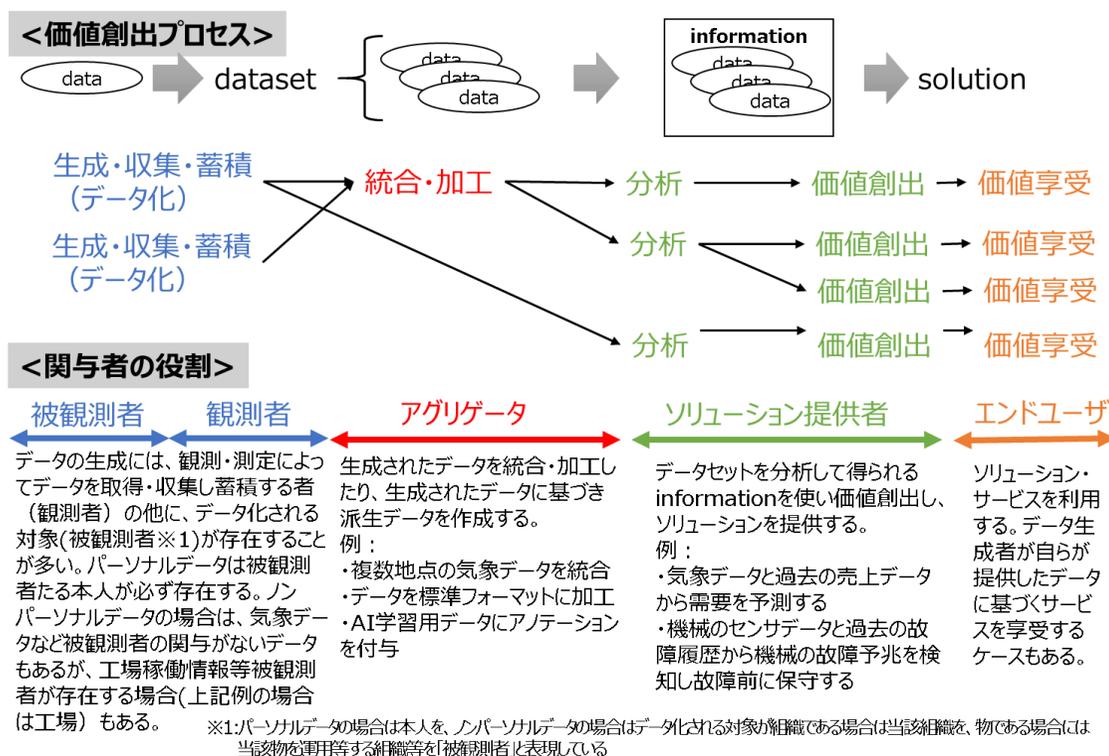
対象となるPF： ①関係省庁がデジタル庁と協力して実装をめざす分野別のPF
②分野横断のデータ連携基盤DATA-EX

- ① 関係省庁がデジタル庁と協力して実装をめざす分野別のPF
 1. 重点的に取り組むべき分野（健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力して2025年までに実装をめざす
 2. 上記以外の準公共分野（モビリティ、港湾）、相互連携分野（電子インボイス、契約・決裁）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力しPFの在り方を検討
- ② 分野横断のデータ連携基盤DATA-EX
分野間データ連携基盤の機能開発・提供と共に、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用も検討

想定読者： ①PF運営者、②関係省庁及びデジタル庁のPF担当者、③PFへの参加事業者

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、準公共等の各分野のPFが備えるべきデータ取扱いルールについて、ガイドンスを参照し検討を進める旨を記載（12月閣議決定）。

ポイント1：①価値創出プロセスを俯瞰し、各関係者の利害・関心を把握することで、ルール実装対象のPFにおけるステークホルダーとステークホルダーが抱く懸念・不安感を把握
②ステークホルダーの懸念・不安感がどの程度データ流通の阻害要因（＝リスク）となるか分析し、その影響度と発生頻度からリスク対応のポリシーを決定



<リスク対応ポリシー>

	影響小	影響大
発生頻度高	軽減： リスクを受容可能なレベルに減らす	回避： 価値創出プロセスを見直し、リスクの原因を取り除く
発生頻度低	受容： 対策を行わずに受け入れる	転嫁： リスクの結果と責任を第三者へ移す （例：情報漏えい保険加入）

PF上でデータを取引するデータ提供者・利用者だけでなく

①上流側：データが表現している対象（被観測者）や ②下流側：エンドユーザもステークホルダーと捉え懸念・不安感を払拭することが必要

ポイント2: ポイント1で特定されたステークホルダーの懸念・不安感を払拭するために、PF上でデータを取引する当事者が①確認すべき事項と、その②実行手段を示したソフトロー (=データのコントローラビリティを確保)

<データの流れ>



<PF上でのデータ取引>

確認事項	A: 上流関与者から課されているデータの利用条件	B: 契約相手の真正性	C: データの利用条件 (利用目的や第三者提供の範囲)	D: 第三者提供先による利用条件の遵守	
実行手段	データ提供者に課されるプロセス		データ利用者に課されるプロセス		
	データ取引プロセス	上流関与者から許諾されたデータ利用条件の表明をデータ提供者に課す	データ転送前に互いの真正性の確認を課す	利用条件の明示的な提示・説明をデータ利用者に課す (個人情報の場合は更に利用目的の公表も要)	第三者提供先のガバナンスの管理・監督をデータ利用者に課す
	IT		スマートコントラクト・アクセス制御技術活用	来歴記録・管理技術活用	
	認定・認証		認定・認証取得をPFへの参加要件化		

- PF上でのデータ取引だけでなく、被観測者やデータ提供者にデータを提供する者といった上流関与者や、データ利用者からデータを受け取る第三者まで含めて、データのコントローラビリティを確保
- ガイドンスでは、ノンパーソナルデータ、パーソナルデータ各々について、上記フレームワークを用いてPFの利用規約を検討する際の視点を詳細に説明

ポイント3: 懸念・不安感の程度に応じたルール設計

データの種別		ステークホルダーの懸念・不安感
パーソナルデータ	① 人種・信条・病歴等、不当な差別等が生じないよう配慮を要する個人情報	非常に高
	② 個人を特定可能な情報	高
	③ 個人の特定はできない情報	個別事情による
ノンパーソナルデータ	④ 技術ノウハウ等、原則秘匿、極めて限られた相手以外には開示不可能なデータ	非常に高
	⑤ 保守に用いる稼働データ等、利用条件付きで第三者提供可能なデータ	高
	⑥ オープンデータ	低

非常に高

- ↑
- ステークホルダーの懸念・不安感
- ① 価値創出プロセスを見直してリスクを回避、又は実行手段(*1)を利用規約で義務付けてリスクを確実に軽減
 - ② 実行手段を利用規約で推奨し、採用した参加者を公表することでリスクを軽減
 - ③ リスクを受容し、実行手段の活用を当事者に任せる

↓

低

*1:前頁記載の、データ取引プロセス、IT、認定・認証

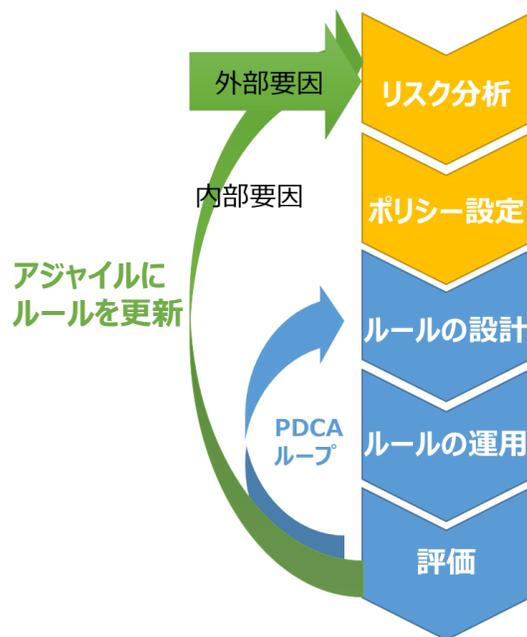
ステークホルダーが抱く懸念・不安感の程度に応じ、ルールの厳しさを選択

ポイント4: 参加資格管理によるガバナンス確保

参加資格管理によるガバナンス確保	
参加資格の審査	利用規約に則り、PFへの参加資格を審査・決定
↓	
ルール運用状況の確認	利用規約の遵守状況を確認
↓	
ルール違反の審査・ペナルティの執行	確認結果や紛争当事者からの申し立てに基づき、利用規約違反を審査し、ペナルティを決定・執行。最終的には参加資格をなく奪

参加資格管理によって、ルール遵守の実効性（PF参加者のガバナンス）を確保

ポイント5: ルールをアジャイルに更新



ステークホルダーの懸念・不安感

- ・ 内部要因：
ネットワーク外部性の増大、
取り扱われるデータ種別の拡大、等
- ・ 外部要因：
技術の進展、
社会のデータ利活用に対する受容性、
国際的なデータ取扱いルールの動向等
によって変化。
⇒変化に対応してルールを更新

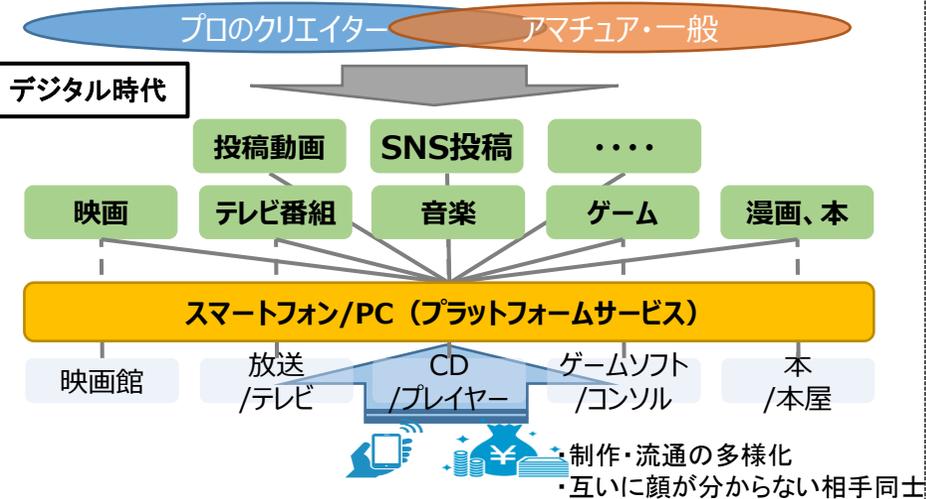
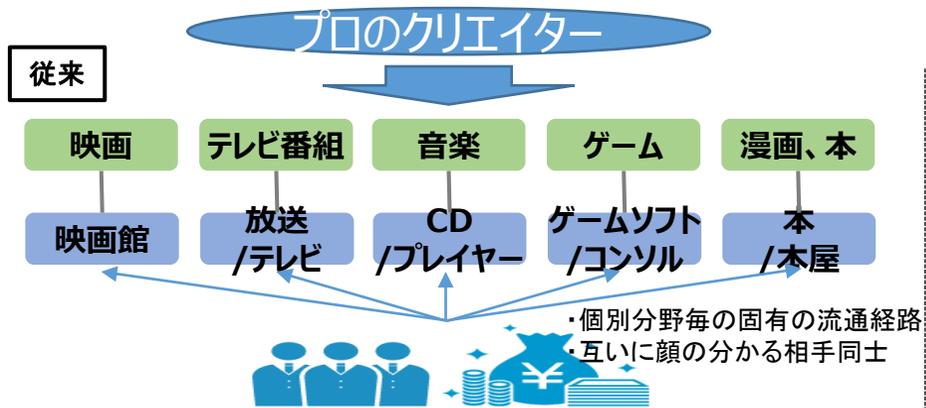
- デジタル化の進展により**コンテンツ市場の量的・質的な構造変化が進行**
(一般人を含むクリエイターの多様化、配信ルートが多様化、コンテンツの多様化、流通量の増大)
- デジタル化で市場拡大のチャンス。権利処理コストがネック。

●「知的財産推進計画2021」

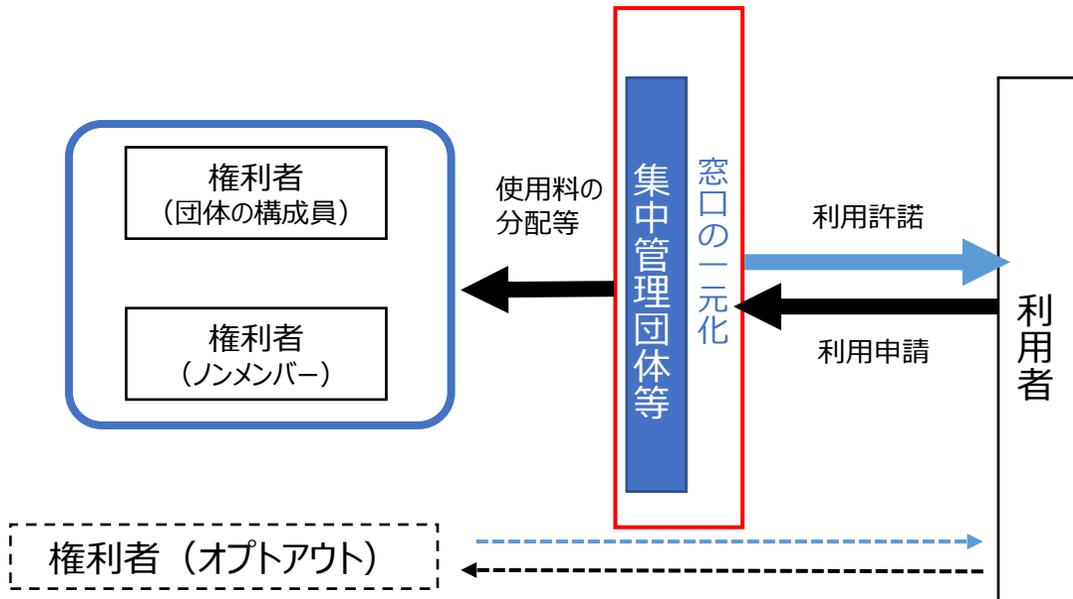
膨大かつ多種多様なコンテンツについて、**簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。**

(拡大集中許諾制度等を基に検討し、2021年内に結論、2022年度中に措置)

文化庁・文化審議会著作権分科会
「中間まとめ（令和3年12月）」



＜一元的な権利処理の促進のための解決方策の一例（仮説イメージ図）＞



文化審議会著作権分科会「中間まとめ」(2021年12月)

D X時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び 著作権制度・政策の普及啓発・教育」について

検討結果 (目指すべき方向性)

1.簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について(総論)

◆分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組み

○著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等 を活用した著作権者等の探索等を行う

→著作権者が明確な場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に
取次や案内を行う。

→分野横断権利情報データベース等に権利情報がなく、集中管理がされておらず、分野
を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等
に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、
又は連絡を試みても返答がない場合等について、**新しい権利処理の仕組みを創設し**、
当該著作物等(※)を円滑かつ迅速に利用できるようにする。

(※) いわゆる「アウトオブコマース」といった市場に流通しておらず、一般に利用すること
ができないコンテンツを含む。

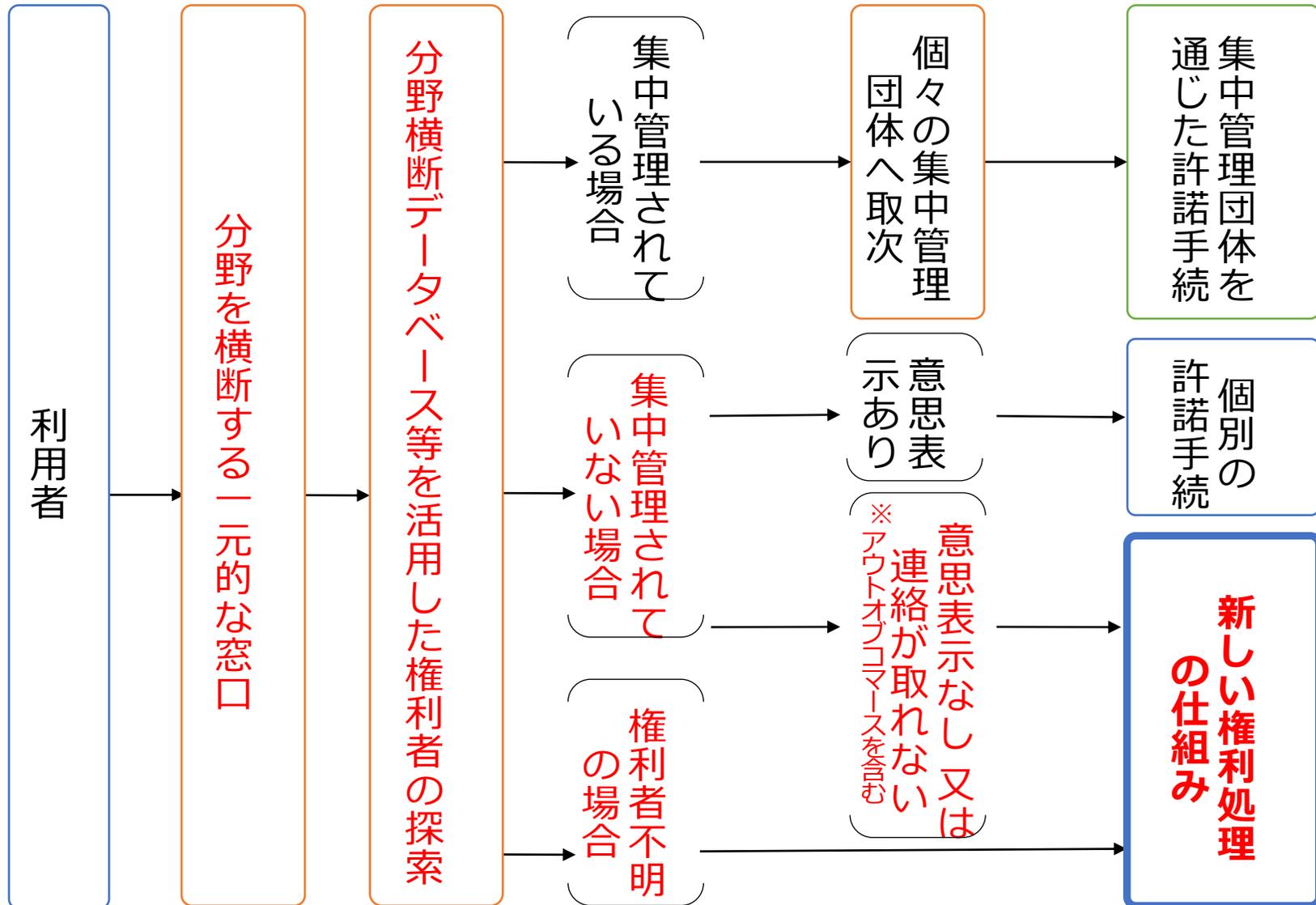
○新しい権利処理の仕組みの例

①いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が**許諾に相当
する効果**を与える

②窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって**利用又は暫定利用を可能**とする

③窓口組織が著作権者等不明著作物に係る**文化庁長官への裁定申請手続を代行**

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理イメージ

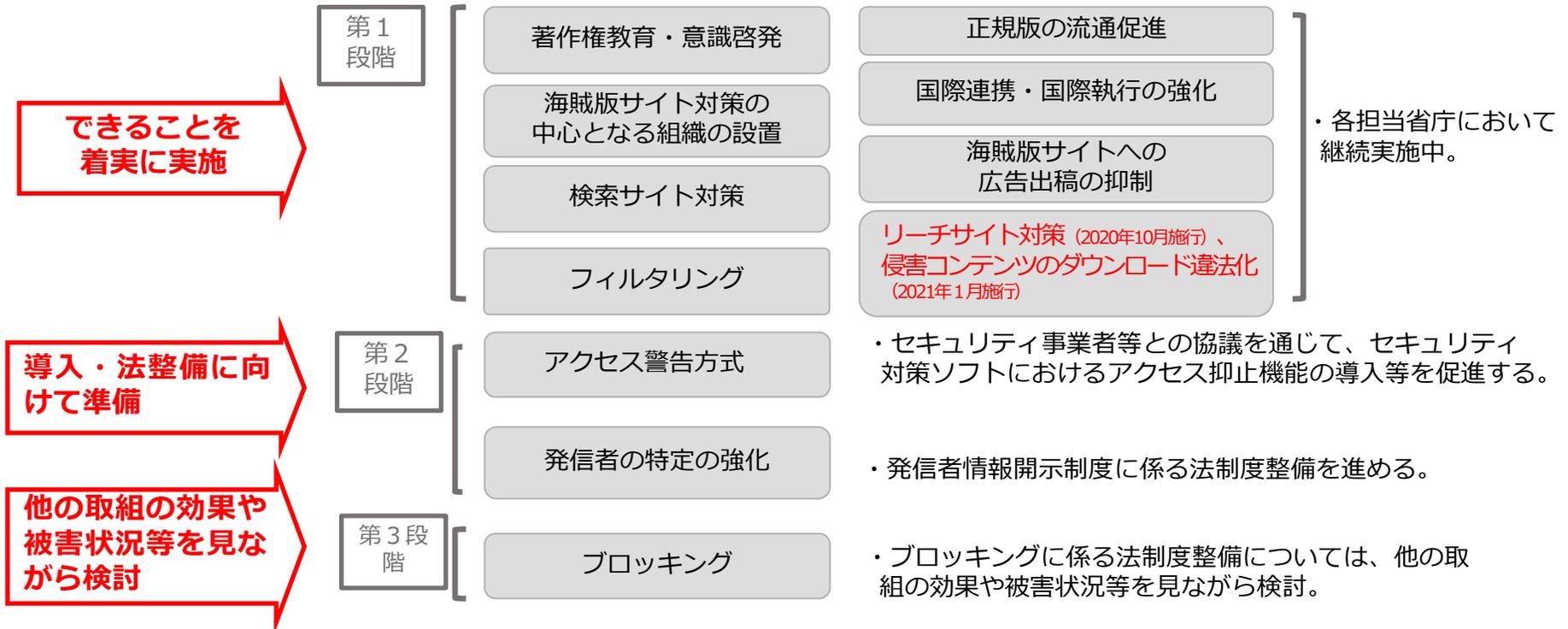


※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能である。

- 2017年秋以降、「漫画村」等の海賊版サイトが社会問題化（特に最近では、ベトナム由来の海賊版サイトによる被害が深刻化。）。
- 累次の検討を経て、インターネット上の海賊版に対して、政府一丸となって対応していくため、**2019年10月、総合的な対策メニュー及び工程表を作成し**、関係閣僚間で確認。
- 「リーチサイト対策」、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」を含む著作権法改正などの取組を踏まえ、**2021年4月に総合的な対策メニューを更新**。関係者が連携し、実効性のある取組を進める。

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー概要

【2021年4月改訂後】



中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン(中小企業庁&特許庁・INPIT)

問題意識：感染症流行下、中小企業等が自社の強みを活かし事業環境変化に対応できる環境整備が必要

支援戦略：中小企業庁&特許庁の施策連携により、中小企業等の経営資源である知財の活用促進を強化

1. 知財を活用した経営戦略立案支援

● INPIT知財総合支援窓口の強化

■ 加速的支援事業の創設

経営課題を認識し解決に知財を活用する意欲のある中小企業に対する知財・経営専門家チームの伴走型支援を創設。

■ 知財情報分析ツールの活用促進

知財総合支援窓口が中小企業等が使いやすい知財情報ツールを発掘し活用を促進。

■ スタートアップ支援の効率化

特許庁のスタートアップへの知財戦略構築支援事業(IPAS)について加速的支援事業との効率実施に向けINPITへの移管検討。

■ 地域ブランドデザイナー派遣

地域ブランドを活用して街おこしを目指す商店街等にアドバイスを行う専門家を派遣。

● 中小企業庁&特許庁施策連携

■ **よろず支援拠点事業&知財総合支援窓口**
これまでの販路開拓等の課題解決の連携相談支援に加え、オンラインでの連携相談体制を強化。

■ サポイン事業&知財総合支援窓口

サポイン事業採択企業のうち知財戦略立案支援が必要な企業について、知財総合支援窓口で新たに創設予定の加速的支援事業の対象とする。

■ 中小企業庁創業支援&知財総合支援窓口

支援機関間で連絡先を共有し、創業支援における知財の相談に対応する体制を整備。

2. 知財取引適正化

● 中小企業庁&特許庁施策連携

■ 下請かけこみ寺&知財総合支援窓口

両支援機関の相談員が相互協力し、知財の取引上の問題解決に向けて連携して支援。

■ 知財取引に関する周知

知財取引GL・契約書ひな形、下請法における知財の取扱いに関する解説動画をINPITの知財学習eラーニングサービス(IP e Plat)から配信。

■ (株)全国商店街支援センター&知財総合支援窓口

支援機関間で連絡先を共有し、商店街の地域ブランド構築の相談対応や知財の重要性の周知を行う体制を整備。

■ 中小機構が実施する中小企業大学校&INPIT

INPITと中小機構が、経営課題と知的財産に関する研修を企画し、中小企業大学校を通じた提供を検討する。

3. 知財金融を通じた支援

● 知財評価活用のためのひな形等の作成・普及(特許庁・INPIT)
金融機関の事業性評価等に活用し資する知財評価活用のためのGL・ひな形を作成。知財総合支援窓口において、作成したGL・ひな形を用いた中小企業向けの支援を開始。

4. 海外展開支援

● 権利化支援の強化(特許庁)

■ 外国出願補助金の拡充

従来の出願費用に加え、審査請求や中間応答費用まで支援対象拡充。

● 中小企業庁&特許庁施策連携

■ JAPANブランド育成支援等事業&外国出願補助金

同事業採択事業者について、外国出願補助金を採択する際の優遇措置を検討。

■ 海外展開ハンズオン支援(中小機構)&海外知的財産プロデューサー事業(INPIT)

双方に窓口を設置し、支援先企業の海外展開に向けたアドバイスを迅速に実施。

5. 連携強化

■ 中小企業庁DXプラットフォームへのINPIT参加検討

■ INPITが、中小企業支援機関が参加する知財経営に関するネットワーク会議を主催

■ INPIT&支援機関(以下)とのMOU締結による組織的連携強化

- ・日本商工会議所
- ・中小企業基盤整備機構
- ・全国中小企業振興機関協会(下請かけこみ寺)

図中、

- 背景色有：中小企業庁&特許庁連携策
- 背景色無：特許庁施策